

第 55 期令和 5 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 5 年 8 月 23 日（水）10：00～
高松サンポート合同庁舎北館 7 階
702 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) その他

3 閉 会

第 55 期令和 5 年度第 5 回 香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No. 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

資料No. 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）



令和5年8月7日

香川労働局長
栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け香労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額848円）は、令和3年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料価格やエネルギー価格等が上昇し、労務費コストも上昇する中、価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組み強化を強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 918円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 848円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,512円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

848円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝120,264円

2023年8月16日



香川労働局長 栗尾 保和 様
 香川地方最低賃金審議会
 会長 柴田 潤子 様

香川県労働組合総連合（香川県労連）
 議長 十河 浩二



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

第55期令和5年度香川地方最低賃金審議会において、2023年8月7日に出された令和5年度の香川県最低賃金額を918円とする答申に対して、最低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し出ます。

今年の最低賃金改定の答申額が、時間額単独方式になった2002年度以降で最高の引き上げ額(+40円)にされたことは、一定の評価をするものの、エネルギー・食品を中心とした生活物価の急激な高騰に対応した金額とは到底言えず、審議会・専門部会においてどのような審議が行われたのか、なぜ全会一致と言う結果になったのかも知ることができません。

また、今年の最低賃金改定の答申額は、最高額地域との格差をひろげるものであり、ワーキングプアと言われる労働者が香川県内で8万人以上もいるなかで、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは到底思えず、異議を申し出ざるをえません。

については、今年度の香川県最低賃金の改定答申については、下記に示す意義事項と要望事項も踏まえられ、再審議していただけるよう強く要望するものです。

記

【異議申し出の内容】

1. 最低賃金額は実質の物価を反映した生計費水準にするべき

今年の最低賃金改定の答申額は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に沿う額といえるのでしょうか。

7月21日の意見陳述でも述べたとおり、香川県(高松市)の消費者物価指数は上がり続け、中央最賃審議会が目安額を出した時点(5月数値)より着実に上がっています。高松市消費者物価の6月値は、総合で+3.3%(昨年同期より+1.3%)、食料で+8.0%(昨年比+4.2%)も上昇しており、光熱・水道と被服以外は軒並み上昇しています。

物価指数の変化を反映させれば、昨年の上昇率(総合 2.0%)で最賃引上額+30円にしたのなら、今年の物価上昇(総合+3.3%)を考慮すれば、昨年最賃引上額30円÷昨年物価上昇率 2.0%×今年物価上昇率 3.3%=49.5円になり、今年最賃引上額は49円以上で、物価上昇に合わせた額となります。

香川県の最低賃金が物価高騰に遅れないためにも、最低でも+49円以上の答申額を目指して答申額を見直すべきと考えます。

図6 【高松市消費者物価指数(10大費目)】 (香川県発表値)

令和2(2020)年=100、%

年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
2021年 6月	99.3	100.3	99.9	101.6	99.1	101.9	99.6	93.9	100.8	100.8	100.9
2022年 6月	101.3	104.1	100.1	112.2	103.3	105.5	99.6	92.8	98.2	102.3	102.2
2023年 1月	103.5	109.7	100.5	113.4	111.0	103.4	100.1	94.2	96.8	103.3	102.6
2月	102.7	110.1	100.5	98.4	111.3	102.3	100.8	94.0	96.8	104.1	102.6
3月	103.1	109.9	100.5	98.3	113.6	105.5	102.6	94.5	96.7	105.2	103.1
4月	103.6	111.2	100.6	98.4	115.5	106.8	102.3	94.4	95.9	105.9	103.3
5月	104.2	112.6	100.6	99.4	114.8	106.2	103.0	94.8	96.6	106.7	103.3
6月	104.6	112.1	100.6	107.4	115.4	106.5	102.7	95.3	96.9	106.0	103.5
① 2021年6月～ 2022年6月の 年間上昇率	2.0	3.8	0.2	10.6	4.2	3.6	0.0	-1.1	-2.6	1.5	1.3
② 2022年6月～ 2023年6月の 年間上昇率	3.3	8.0	0.5	-4.8	12.1	1.0	3.1	2.5	-1.3	3.7	1.3
②-① 2022年6月と 2023年6月の 年間上昇率の差	1.3	4.2	0.3	-15.4	7.9	-2.6	3.1	3.6	1.3	2.2	0.0

図7 【企業物価指数】 (2021年～2023年5月速報値、日銀)

指数は2020年平均=100、%

年月	国内企業物価指数		輸出物価指数		輸入物価指数		(参考) 為替相場 ドル/円
	前年比	(参考) 夏季電力 料金調整 後 前月比	円 ベース 前年比	契約 通貨 ベース 前年比	円 ベース 前年比	契約 通貨 ベース 前年比	
2021年 6月	4.9	0.8	9.9	7.3	27.6	25.0	0.9
2022年 6月	9.6	0.9	19.2	6.0	48.3	27.6	4.0
2023年 1月	9.6	0.0	9.1	1.2	17.0	6.5	-3.5
2月	8.3	-0.3	9.5	0.6	15.0	3.5	1.8
3月	7.4	0.1	7.2	-0.2	9.4	0.1	0.9
4月	6.1	0.4	1.9	-1.1	-3.7	-7.3	-0.4
5月	5.3	-0.7	2.2	-1.6	-5.4	-9.5	3.0
6月	4.3	-0.1	0.8	-2.1	-11.4	-14.3	2.8
7月速報	3.6	-0.1	-0.2	-2.1	-14.1	-15.6	0.0
① 2021年6月～ 2022年6月の 年間上昇率	9.6	/	19.2	6.0	48.3	27.6	20.1
② 2022年6月～ 2023年6月の 年間上昇率	4.3	/	0.8	-2.1	-11.4	-14.3	2.8
②-① 22年6月と 23年6月の 年間上昇率の差	-5.3	/	-18.4	-8.1	-59.7	-41.9	-17.3

2. 地域間格差を縮める考慮はされたのか

今年の答申で出された最賃改定額+40円のままで、最高額の東京と香川では、時間当たり195円の格差となり、昨年より格差が広がります。同じコンビニで月平均労働時間174時間働いても、香川は東京より約34000円も低い労働対価しか得られません。これは仕方の無いことなのでしょうか。それとも、東京と香川では労働の密度に差があり、労働密度を加味した最低賃金額を出したと言うのでしょうか。

7月21日の意見陳述でも述べたとおり、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いており、その大半は、働き盛りの若年層・子育て世代・外国人労働者が占めています。このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊します。大都市圏への人口流出要因は、最低賃金の地域間格差だけでは有りませんが、大きな要因であることは否定できません。

今までのような地域ランク別に改定目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できません。だからこそ、今年は、中央最低賃金審議会からのビデオメッセージが出され、「地方最賃審議会においては、実態を考慮しつつ、地域間格差を縮小する観点で議論願いたい」との考えが示され、とある地方審議会の公益委員見解には「中央最低賃金・目安小委員会の目安額は、地域間格差の是正を引き続き図ることを特に配慮して検討されており、地方審議会においてもその点に配慮する必要があった」とし「地域間格差の是正は重要な観点であり、スピード感をもって是正を進める必要から、割合のみならず実額においても差を縮めることを考慮し、Aランクの目安額を上回る必要があると判断した」との適格な見解が述べられています。

ランク分け目安制による危機意識は、労働者人口が減少する地域に強くあり、今年の各地方審議会の答申額では、B

・Cランクの20県(8月15日時点全労連調査)が目安額を上回る改定額を答申しており、香川県地方最低賃金審議会でも共有すべきだと考えます。

香川地方最低賃金審議会においては、地域間格差を縮める改定額を再検討していただきたい。できないと言うのであれば、できない理由を是非ともお聞かせいただきたい。

2023年地方最賃の答申額状況(目安額以上のみ)

ランク	目安額	都道府県	答申額	現行	引上げ		目安比
					額	率	
C	39	青森	898	853	45	5.3	6
C	39	秋田	897	853	44	5.2	5
B	40	福島	900	858	42	4.9	2
B	40	茨城	953	911	42	4.6	2
B	40	栃木	954	913	41	4.5	1
A	41	千葉	1026	984	42	4.3	1
B	40	新潟	931	890	41	4.6	1
B	40	石川	933	891	42	4.7	2
B	40	福井	931	888	43	4.8	3
B	40	兵庫	1001	960	41	4.3	1
C	39	鳥取	900	854	46	5.4	7
B	40	島根	904	857	47	5	7
B	40	徳島	896	855	41	4.8	1
B	40	愛媛	897	853	44	5.2	4
C	39	高知	897	853	44	5.2	5
B	40	福岡	941	900	41	4.6	1
C	39	熊本	898	853	45	5.3	6
C	39	大分	899	854	45	5.3	6
C	39	宮崎	897	853	44	5.2	5
C	39	鹿児島	897	853	44	5.2	5
C	39	沖縄	896	853	43	5.0	4

※ 8月15日現在。3県は未確認。

3. 政府や厚生労働省に対する要望の再検討を

今年の各地域の最低賃金審議会では、「政府への最賃引上げによる環境整備などの拡充をしっかりと示してほしい」との付記意見も多くなっており、各地方審議会の今年の答申には、以下のような「答申文」や「付帯決議」「公益委員見解」が見られます。

(他地域の事例は、5～10 ページに掲載。ただし、誹謗・中傷があったとの情報もあり、地方名が判読できる部分は黒塗。)

香川地方最低賃金審議会においても、香川他方の最低賃金と経済の活性化が結びつく具体的な改善意見や要望を再検討していただき、政府や厚生労働省に対し、審議会委員の総意として再度答申していただきたい。

【審議会の情報公開について再要望】

今年の香川県最低賃金専門部会は、部分的な情報公開(第2回以降の専門部会の審議以外の傍聴)が進みましたが、実質的な審議内容の中身は全く解らないままです。具体的な審議内容についても、意義を申し出る条件が揃っていないと言わざるをえません。

専門部会審議後に審議会会長から報告される内容は、労使双方から提案された金額だけであり、提案金額の根拠は報告されていません(第4回専門部会・第4回審議会は傍聴できなかったため、詳細は不明)。

以上の経過から、再度、審議会・専門部会の情報公開について下記事項を要望します。

① 香川県最低賃金専門部会については、審議内容も含め傍聴可能にいただきたい。

(専門部会運営規則で「会議は、原則として公開とする」としており、ただし書き部分についても、傍聴者の発言は認められておらず、最低賃金法で認められた意見や意義の申し出以外には、意思決定に影響を与えることはできません。ましてや、個人情報保護に支障を及ぼしたり、権利利益が不当に侵害されるような意見等が出る場合は、労働局に提出された段階で削除することも出来ますから、公開できない理由は想定できません。)

② 香川地方最低賃金審議会・専門部会の議事録(要旨ではなく)は、原則どおりに一般公開し、香川労働局のホームページにも意義申し出期限の前に掲載してください。

(実質的な審議内容を聞くこともできず、議事録も要旨しか公開されず、ホームページへの議事録要旨の掲載も意義申し出期限を過ぎてからでは、一般国民にたいして非公開にしている状況であり、密室会議と言われかねません。)

以上。

公益委員の見解

令和5年度〇〇県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2023』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。
- 3 一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要があった。
- 4 消費者物価について、〇〇市の令和4年10月～令和5年6月における「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率の平均が3.7%であるものの、これは経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により上昇率が抑えられたものであり、政策効果がない場合においては4.4%程度になることが推定され、さらに複数の生活必需品について本土に比べ離島における価格上昇率が大きいことを考慮すると、示された

例①-2

目安額●●●円は現在の最低賃金額●●●円に対して●●●%となるが、これは●●●
●●●県の物価水準において妥当であると判断した。

- 5 地域間格差について、統計によれば、●●●県からは毎年首都圏、関西圏、
福岡県を中心に転出超過が続いており、特に15歳～29歳の若年層においてそ
の傾向が顕著である状況である。賃金の格差はこうした県外への転出の一つの
要因であるとも考えられることから、地域間格差是正は重要な観点であり、ス
ピード感をもって是正を進める必要があるとの認識のもと、割合のみならず実
額においてもAランクとの差を縮めることを考慮して、目安額に5円を上乗せ
しAランクの目安額を上回る必要があると判断した。
- 6 これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては●●●円引上げて、令和
5年度の最低賃金を●●●円としたい。
- 7 一方で、引上げ額が過去最高となり、3年で100円を上回る引き上げとなる
ことから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあるなど厳
しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企
業への支援強化等を強く求めることとしたい。

「公益委員見解」

令和5年8月 日

- 1 令和5年度の最低賃金の改定に当たっては、5回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済雇用状況等地域の実情を踏まえ、適正な金額について、それぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。
- 2 審議においては労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当専門部会として一致点を取りまとめるべく最大限努めてきたところである。労使双方から一定歩み寄りがあったものの、主張の隔たりは大きく、遺憾ながら最終的な合意には至らなかった。
- 3 この際、公益委員としては、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情等※を踏まえ、加えて、中央最低賃金審議会の答申も参考としつつ、諸般の事情を総合的に勘案して、公益委員としての見解を表明することとする。
- 4 現行の最低賃金 時間額 円を 円引上げ 円とすることを提案する。
- 5 労使各側が主張する額とは隔たりのある額ではあるが、内の低賃金労働者の労働条件の改善、地域経済の健全な発展に労使ともども力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に対して是非とも御理解と御賛同を賜りたい。
- 6 大幅な額の引上げを示した本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に配慮した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や有為な人材の確保につながることを期待する。

以上

令和5年8月 日

労働局長
殿地方最低賃金審議会
会長

令和5年度 最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和5年7月 日、 最低賃金審議会において付託された令和5年度 最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったため、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

昨年度、 最低賃金審議会としては、今後の同審議会の適正な議論のため、国は具体的な支援策を目安額とセットで提示すべきであることを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として求めた。

しかしながら、 最低賃金改正審議の前提となるこれらのことについては、今回の中央最低賃金審議会から目安を示されるに当たり、いずれも政府への要望にとどまり、具体的な支援策が目安額とセットで提示されることはなかった。

また、現行、示されている支援施策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者に対する助成制度としては極めて不十分であり、代替案も含め、原材料等の高騰にも対応したものとするなど、現場の声を反映した真に使いやすい制度となるよう国の責任において、抜本的な改善を喫緊に図るべきである。

中小企業支援施策については、運用面等、各地域の自主性に任せるのではなく、その財源の確保も含め、国をあげて検討、実行する必要があることは言うまでもなく、また各地方から寄せられるこの様な提言に対し、実施の可否やその時期等について、適切なフィードバックを行うことを求める。

今年度は、次の2点を国に求める。

1点目として、労働者の生計費の考察における所得税法及び社会保険の扶養要件のいわゆる年収の壁の問題である。具体的には、最低賃金額の改正に伴い、年収の壁以内となるよう総労働時間を制限する労働者も認められ、結局のところ、労働者の生計費の向上に制限がかかるとともに、人材不足の助長につながるおそ

れがある。

そのため、年収の壁問題の本質的な改正を求める。

例③-2

2点目として、通常の事業の賃金支払能力の考察における地域経済全体で評価を行う際の中小企業・小規模事業者の支払能力の問題である。

3年以上に亘るコロナ禍を耐え、感染症の区分が5類に移行し、経済活動が新しいステージに向かう中で、中小企業・小規模事業者が度重なる困難に耐え、地域経済の中核として多くの雇用を支えてきたことは紛れもない事実であり、中小企業・小規模事業者が将来を見据えて、安心して生産活動を行うことができる環境整備は地域経済にとって不可欠である。

とりわけ、最低賃金近傍で雇用されている労働者の大きな受け皿が中小企業・小規模事業者であること、特に~~〇〇~~の産業構造上、他の都道府県よりも突出して、非正規労働者等が地域経済の中核として多くの生産財やサービスを支えていること、この点については強く留意する必要がある。

~~〇〇~~の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安に従い、この10年間では時給が~~〇〇~~円から~~〇〇~~円に~~〇〇~~%のアップとなっている。最賃近傍で生計を維持するには年収ベースにすれば、依然として厳しい状況である。一方で、その大きな受け皿となる中小企業・小規模事業者にとっては、この10年の最低賃金の伸び率は決して低い数字ではない。

最低賃金はその近傍で働く労働者の生活水準の改善に繋がること、一方で使用者側にとっては、最低賃金は罰則を伴う強行法規であり、下回れば市場からの退場につながる大変重たいものである。

それゆえ、中小企業・小規模事業者の支払い能力を補完するため、国に対し、具体的な支援施策を求める。

最低賃金の額面もここ数年、厳しい経済状況の中であるが、公労使でできるだけ早期の到達を目指してきた額面（全国加重平均1,000円）を超える新たなステージに入った。

これからは、中央最低賃金審議会の目安は参酌しながらも、より地域の経済・雇用の実態を十分見極めつつ、労使双方が納得感のある最低賃金の決定に向け、地方最低賃金審議会の自主性を発揮していく必要があると考える。

なお、使用者代表委員からは、中央最低賃金審議会では、数年来、特に労働者の生計費を重視した目安額が示され、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力を超えており、企業の存続自体が危ぶまれるとの意見がある。

最後に、最低賃金近傍で働く労働者の大きな受け皿となっている中小企業・小規模事業者に対し、その賃金支払い能力を補完する具体的な支援策を国は目安額とセットで提示すべきである。このことを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として、昨年度に続き、再度強く求める。

以上の意見があったことを付言する。

付帯決議

最低賃金審議会では、最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対する要望として、下記の付帯決議を採択する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上による持続的な賃上げを可能とするため、より多くの企業が業務改善助成金を始めとする各種の助成金等を速やかに受給できるよう、要件緩和を含む制度の拡充、申請手続の支援強化及び申請書類審査の簡素化を図ること。また、生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討すること。
- 3 「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難である医療、福祉、介護等の事業について、別途支援策を検討すること。
- 4 賃上げや労働時間延長による年収の増加に伴い、新たに生じた労働者の社会保険料負担を肩代わりした企業に対する助成金制度を早急に運用開始すること。また、労働者が扶養控除等の対象外となることによる手取り額の減少を気にして就業調整を行うなど、実質的な所得向上が阻害されることのないよう、税・社会保障制度の改革も含め、最低賃金引上げの実効性を担保する施策を検討すること。
- 5 を含むの物流の生命線である連絡道路について、割高となっている海上部の通行料金の引下げにより、他地域との輸送コスト比較における不利を解消すること。